

第3回総務部会 議事録

(1) 日 時：令和7年9月25日（木）午後7時より、（教育会館 第5研修室）

(2) 参加者：委員（6名）欠席3名、事務局5名

(3) 内 容

① 部会長あいさつ

② 協議事項

- ・ 校章の選定方法について
- ・ 校歌の選定方法について

③ その他

《部会長あいさつ》（省略）

《協議事項》

（校章の選定方法について）

事務局 ・ 今ほど部会長の方からあらあら説明していただいた内容の通りだが、最初に校章選定の手順について協議をいただきたいと思う。前回の総務部会で実施要項を見ていただいたが、校章デザインの絞り込みの方法について、事務局で再検討した修正案の協議をお願いしたい。その後、校歌の選定方法について、市の教育委員会よりアンケート結果の分析について、意見や要望をいただいているので協議をお願いしたいと思っている。

部会長 ・ それでは、今ほど説明があったが、まずは校章デザインの方で、これは手元にある資料1になるが、校章デザインの募集結果について報告をお願いしたい。

事務局 ・ 校章デザインについて説明をさせていただく。事前に委員の皆様にはメールで少し解像度を落としたものを送付させていただいている。ご覧いただいているかと思うが、応募点数等について説明をさせていただく。まず募集期間は、令和7年7月14日から9月4日までということで、約1ヶ月間強の期間をかけて募集をした。県内外からたくさんの力作を応募いただいて、応募点数については78作品、複数の応募も可とさせていただいているので、61人の方から作品を応募いただいた。県外からは11作品、6名の方、市外からは4名の方が8作品、市内の方は51名の方が59作品を応募いただいた。この応募作品の中には、勝山南部中学校の美術福祉部の皆さん、勝山中部中学校の芸術部の皆さん、勝山高校の芸術部の皆さんそれぞれの力作も中に含まれている。特に募集の中では年齢属性等を聞いていないので、詳細は分からないが、内容を拝見すると小学生も応募しているのではないかと考えている。大変多くの方に応募いただいたことについてはうれしく思っている。作品の内容については一つ一つ紹介することは割愛をさせていただく。説明は以上となる。

部会長 ・ もとものの校章応募作品は、メールで配布させていただいている内容で、一度は目を通していただいているかと思う。78点もの応募をいただいて、この中から今後順次絞り込んでいくわけだが、本日この中から何点か選ぶというわけではなくて、今後この78点を最終一点に絞り込むまで、どういうプロセスで進めていったらいいかというところをいろいろ協議いただければと思う。これについて、第2回の時にも一部紹介させていただいた内容のと

ころもあるかと思うが、本日の資料2に基づいて、選考手順についてこの後説明いただく中で、皆様方からの意見をいただければと思う。若干変更になっている部分もあると聞いているので、今から説明いただく中で、いろいろ質問があったら受けたいと思うのでよろしくをお願いしたい。それでは選考手順ということで今後の進め方について事務局より提案をお願いする。

事務局 ・それでは説明をさせていただく。冒頭申し上げたが、前回の会議で実施要項を提示させていただいてこの募集に入ったわけだが、要項を検討する協議の中で様々な意見をいただいていたので、その意見を反映し、事務局で再検討した修正案を提案させていただくので、よろしくをお願いしたい。資料2をご覧ください。予備選考をお願いする委員について提案をさせていただく。人選に当たって、前回いただいた、いくつか意見を紹介させていただくと、まず中学生の主体性を大切にするために、高校生だけではなくて中学生も加えてはどうだろうかという意見とか、逆に子どもの意見ではなくて大人の意見で決めればいいのかといった意見だとか、美術の専門家に頼むというのはいいいが、頼りすぎてしまうと多様な面からの評価ができないのではないかということで、多様性が損なわれないようにすべきだといった意見もいただいた。これらの意見を踏まえて、最初に示した予備選考の選考委員メンバーを次のように提案させていただく。まず美術の専門家として、勝山高校、勝山中部中学校に美術の専門の先生がいらっしゃるのこの方々にお願いしてはどうか。前回は、子ども達の意見として勝山高校の美術部員にお願いしてはどうかと提案させていただいたが、先ほど申し上げたように、中学校の美術部員もそれから高校の美術部員も自身の作品を応募されている。自分で自分の作品を評価するということになってしまうので、これはいかなものかということで、この中学生、高校生の意見としては、美術部ではなくて、生徒会の執行部の役員、会長・副会長とか会計とか書記とか、それぞれの学校に5人から7人ぐらいの代表がいるので、その方にお願いしてはどうか。ただしそれぞれが1票ずつ持ってやると、大きな数になってしまうので、各学校で相談いただいて1名分の票を出していただくとどうかと考えている。それから前回の提案ではその他の大人の部分を我々教育監とか、学校の指導主事とかが6人入っていた。そうすると、事務局の意向が少し強く出すぎるのではないかとということで、より様々な分野の方々からご意見をいただくという意味では、各団体の代表の方に集まりいただいているこの総務部会の9名の皆様方をお願いするといいいのではないかとということで、この予備選考メンバー15名分の人選を修正案として出させていただいた。

部会長 ・今説明いただいたように、前回2回目の時と予備選考委員のメンバー構成が変更になっているということだった。そういう中で美術部員が入っていたところは、今回は除外して勝山高校及び中部中学校の美術担当の先生、及び勝山高校、各中学校の代表生という形の選考メンバーという構成で提案をいただいたが、意見は後ほどにして何か質問等ないか。特に校長先生の方はどうか。特に生徒会役員という形で、今回メンバーに入っているが、何か心配なこととか何かないか。

委員1 ・特にない。

部会長 ・大丈夫か。

委員 2	・大丈夫。
部会長	・大事なテーマなのでそれぞれが校章も校歌も多分そうなると思うが、いろいろ意見をいただいて次の委員会の方につなげていきたいと思っているので、ぜひどのようなことでも結構なので、意見をいただければと思う。何か気づいたことがあったら一言でも構わない。
委員 3	・予備選考のメンバーで、総務部会が入っているということで、第 4 回総務部会でも私たちがする。何か偏らないか。自分で選んだ 10 点なので、また 3 点はその中から選ぶのではないかなと思うので、例えば総務部会の委員が推薦したりする。そういうことでもいいのかなとは思う。最終的な 4 回目は私の責任で選ばなくてはいけないと思うが、予備選考は別の人でもいいのかという気がする。
部会長	・例えば。
委員 4	・僕だったら、上司とか。僕が推薦した人みたいな感じの人を皆さんも推薦してもいいのかなと思う。自分でもいいし、推薦してもいい。これという人を推薦する。
委員 5	・私は 15 名でいいと思う。総務部会の委員が 9 名いて、私も自分の目で見たいものを選んできたが、例えば 9 名で自分のいくつかを出し合って、みんなで総合で一つを選ぶのか。他は生徒会でも 5 人で選んで一つをあげてくる。総務部会は 9 名で 1 つの意見を出すのか。
部会長	・多分この後の説明だと思うが、おそらく 9 名が何点か出して、それを事務局で集計して、上位何点かを選ぶということではないか。
事務局	・それでは、先を説明させていただいてよろしいか。
部会長	・では下のスケジュールと選考手順を説明していただけるか。
事務局	・それでは 2 番の方を説明させていただく。7 月 14 日から 9 月 4 日ですすでに募集は終わっている。そして本日総務部会で選考の手順を分かっていたくということ考えている。後ほど、これも意見をいただきたいが、応募いただいたこの 78 点について、現在はこの総務部会の皆さんしか知らないという状況なので、あとあと子ども達に最終的な投票をしてもらうことを考えると、どういう作品が出てきて、どう絞られていったのかという経緯を知ってもらった方が、子ども達はより自分のものとして投票していただけるのではないかなと思う。今日、協議していただいた後には、78 点をオンライン等通じて、小中学生の皆さんに提示したいと考えている。10 月 1 日から 17 日までの間をかけて今ほど説明させていただいた 15 名の選考委員による予備選考を行いたいと考えている。方法としては、78 点から各自が、各自がというのはこの 15 名分の方が 10 点を選んでいただく。つまり総務部会の 9 名の方もそれぞれ一人ずつ 10 点を選んでいただくという形で、学校については学校で相談いただいて一人分の 10 点だけを選んでいただく。そうすると、15 名分の各 10 点が集まるので、それを事務局で集計し上位から順番に取っていったら、10 点程度その 10 点がちょうど境目できちっと数が切れるかどうか分からないので、10 点くらいを目処として、候補作品とさせていただく。これは事務局の方でさせていただこうかなと思う。そして、その集計した数をもって、このためだけに集まっていたかと大変ですので、書面あるいはメールで、委員の皆さん方にこの 10 点にさせていただきたいと思います、と

ということで連絡をさせていただいて、よろしいということであれば、その10点程度の作品ということに決めさせていただきたいと思う。これが予備選考になる。この予備選考された10点についても過程を示していくということなので、子ども達に10点になりましたよということも知らせていきたいと思う。その後、21日の火曜日に第4回の総務部会を開いていただいて、これは最後に子ども達に投票してもらった作品を3から5点選んでいただくという作業をお願いしたいと思う。方法としては、9名の方がそれぞれ10点の中から3点ずつ選んでいただく。それはその場ですぐ集計できるので、その集計結果をもとに、3から5点程度を選ぶというふうにしたい。その3から5点程度についても、子ども達に提示をしていく。こうやって絞られてきたことを示していきたいと思う。その後、10月21日から11月7日にかけて、これを子ども達に提示しているので、それに対して投票をしていただく。投票の対象としては、4年生以上の小学校の皆さんと、それから3中学校の生徒さんにさせていただきたいと思う。その投票の方法については、フォームを使って集計したり、あるいは投票用紙を使ったり、場合によっては挙手で決めていただくなど、それは学校で決めていただければよろしいかと考えている。この期間中に子ども達の意見が集約されるので、11月13日に第5回のこの部会を開いていただいて、本選考として、この子ども達の投票結果を参考にして最終候補を選定していく。この時に最終決定がこれ一点ですということだけではなくて、総務部会の結果、上位一番多いのがこれで、その次はこれだと少し余裕を持たせておいて、三つぐらいにしておいて、それを準備委員会にこの三つぐらいが上位なのだが、総務部会としてはこれが一番多かったですとお伝えする。そこで、準備委員会としてもそれでいいのではないかなれば、同様にまたこれを市の教育委員会に諮って、ここでも同様の協議をしていただいて、最終的に決定するという流れで計画してみた。検討の方をよろしくお願いいたします。

部会長 ・今ほど今後のスケジュール、どういう手順で進めていくかということを説明いただいたわけだが、不明点等何かあったら聞いていただければと思う。

委員5 ・生徒会役員で選出されているが、これは持ち帰って例えば学校の役員の中で選定してうちの学校はこうですよみたいな感じという方法なのか。とてもではないが、各学校の生徒会長一人で選んでくださいというのは荷が重すぎる。

事務局 ・我々としても、子どもさん一人に選んでというのは、なかなかしんどい仕組みもあるかなと思って、基本的にこちらでこうしてくださいということではないが、一つの例として、生徒会の子が7人いたら、好きなものを何個ずつか選ぶとか、10選ぶでもいいが、集めてみたら、同じようなことなのだがそこでやってみたら、これが多いのでうちの学校としてはこれとこれとこれにしようかと、そういうふうに相談いただくようなことになるのではないかなと思う。こちらの方からそれについては指定させていただかずに、子ども達のやりやすいように決めていただけるといいかなと思う。

部会長 ・学校はそれでよろしいか。

委員6 ・学校でどう決めるかは各学校で決めればいい。

部会長 ・他に質問はないか。

事務局	・補足として、10 点を選ぶのは集まってするのではなくて、この期間中に皆さんそれぞれが自分の都合のいい時間に、10 点を選んでいただこうと考えている。
部会長	・今の件に特に質問がないようなので、進め方は特として異議はないか。実は私もデータをいただいてすぐにやってみたが、結局自分のやり方というのは消去法でいくしかなかった。まず消していく、これはこれはと消していったら、残ったものの中で自分でこれの方がいいかなと思った時に、最初は全部で 15 点ぐらいに絞り込めた。15 点を見ていったら、明らかに同じ人だな、デザインがよく似ているなとなった時に、その優劣をどうつけたらいいかという判断が非常に難しく、結局自分で最終的にやってみたら大体 8 点まで絞り込んでみた。その時に明らかに説明文も同じようなので同じ人だと思って、こっちの方がいいなと思ってそれを引っ張ってきた。それはある程度実際選考する人の意向にお任せするしかないのかと思う。
委員 7	・私も同じようなものがやっぱりあった。自分の好みというのがあるが、明らかに同じ人が作っているなあというものがあって、その中で、中学校の中が入っているとか、勝山の勝が入っているとか、それでどちらを選ぶとかを私は選考の基準にした。
部会長	・あくまで選考の基準は基本的に勝山市が目指す生徒像とか要項の中に謳われている。実際にそこまで選考委員の人たちが意識して選ぶのか。それともやっぱりどうしても客観的なイメージでこのデザインがいいなという形でいってしまうような傾向もあるかと思うが、その部分については、あまり選考委員の方々には縛りつけるのではなくてやるということによろしいか。
事務局	・前回募集要項を検討いただいた時に、校章選定の観点というのは三つ挙げさせていただいている。一つは、この勝山市立勝山中学校の校名を表現しているものであるかどうか、もう一つは学校が目指す姿を表現していることということ、そして最後は事前にアンケートをして、こんな校章がいいですと意見をお聞きしているので、そういった結果を考慮していることと、たくさん意見があるので何かに触れていればいいと思うが、そういった観点で選ぶということで、皆さん方には提出していただいている。審査の際にも考慮していただきたい。
部会長	・一番目のもの、生徒像の頭文字の四つの C を円形にしているほどと思ったが、デザインイメージとしては三角がいいなと思っていて四つということで C となった時に、これを重視するか、自分の好きなデザインを重視するかといった時に非常に悩んだ記憶がある。そういったところも実際に自分がやってみて非常に悩ましい。選考の基準としてどれを重要視したらいいのかと考えると切りがなくなってしまう。そのあたりどうか。
委員 8	・直感的にこれは格好いいなというものはある。やはり生徒像とかをどうやって読みとるのかわからない。
部会長	・この辺がね。特にこれ一点なのだが、あとは自然とか、勝山もモチーフとして非常にいいなというところのものがあったので、それほど悩むことは少なかった。こういうふうに文書のことを考えるとどうしようかと悩んだ。
委員 9	・水仙が非常に多いのだが、水仙は勝山に何か関係するのか。

委員 10	・福井県の花だ。
事務局	・勝山は、さつきだ。
委員 11	・さつきはあった。
委員 12	・作品の中で勝山と書いてあるが、中学校なのでイメージとしては勝山中学校なので、略して勝中なのかと思う。勝山でなくて、勝中にした方がいいという修正はできるのか。もうこれ決まったらこのままでではなくて、決まった中にもいろいろな観点があると思うので、例えばそこで勝山の勝しか入ってなくて勝は何だろうかとか、これ中ではなくて細い字体でもいいから勝中にしたらとかという修正ができるのであれば、選ぶ方法が広がってくるのではないか。
事務局	・これも前回協議いただいた留意事項の中の2番目に採用された作品について勝山市教育委員会が補正修正を行うことがあり、応募者はこれに異議を申し立てないという規定を書いている。そういった意味では一応それを了解していただいた上で応募していただいている。小さい修正であれば可能だと思う。
事務局	・その場合でも作った方には、勝手にしないで了解を得ることが必要だと思っている。
部会長	・今回、賞金は出てくるのか。
事務局	・応募された方への謝礼等を行わないということで応募していただいている。
部会長	・そういうことで、皆さんザックバランに意見とか質問があればしていただければと思う。メールで作品を見て印象はどうだったか。
委員 13	・中学生とか頑張って書いたんだろうなという作品と、大人が描いたのんだろうなという作品は明らかにちがうというところをどうやって選択するといったのか、難しいなと感じた。
部会長	・子どもの作品は手書きのものもあるのできちんと落とすととてもいい作品になることもあるのだろうし、その辺は実際ここから読み取ること自体確かに難しい。子ども達にしてみれば、これに一回参加したことに対しての意義というのは、あるのではないかという気がする。実際採用されなくても、自分も新しい中学校への校章に応募したという自負が出てくると思う。
委員 14	・作品には、勝山の花さつきとか、恐竜のことが結構多いので、私もこの中から何点かは選んだ。
委員 15	・勝山中と書いてある。勝山の人は勝中かな。
委員 16	・これが選ばれても勝中がいいかなと思う。
部会長	・成器堂がいくつか入っていた。三階菱があったので、あれはやはり基本的にどうなのか。成器堂が町うちしかない。他の地区からは結構不評をかう可能性が高い。
委員 17	・西校、南校。小笠原藩か。自分はあまり思わないが。
部会長	・勝山の地区によっては、使うことに抵抗がある人、抵抗というかこれはちょっとと思われる人、前回も少しそういう話題があった。今回何点か入っているのでその辺がどうか。
事務局	・従来の三階菱を使った作品は少ないが、それをモチーフに少しデザインしてみたという作品はある。
部会長	・選ばれたらそれも候補とすればいいのか。

委員 18	・勝高の校章も三階菱ではないか。
部会長	・そうだ。勝中も三階菱。
委員 19	・そんなに違和感はないと思うが。
事務局	・アンケート結果の中には、三階菱がいいと答えておられる方もいるので、必ずしも三階菱は駄目だという結果にはなっていない。
部会長	・勝中は三階菱に中ではなかったか。
委員 20	・そうだ。西校も、南校も、勝高も。
部会長	・昔の人はこれが懐かしいなと思う。
事務局	・これまでの再編準備委員会でも町うちの人人口が高いので、これでいいのではないかとということもあるが、やはり村部の方とかはいわゆる旧勝山町でないところは皆さん言われたように、あまりその自分たちのマークみたいな意識がないので、そういった配慮も必要ではないかみたいな発言もあったし、勝山市全体のことを考えて判断していかななくてはいけないと思う。
委員 21	・郡の村岡神社だが、今はもう銅板拭きだが初めは瓦拭きで三階菱になっていた。
委員 22	・勝山藩であればそうなる。
部会長	・最終的に三階菱が三つの中の候補として上がってくることは極めて少ないと思うので、仮にその中に一つ上がったとしても、それは残しておいて皆さんで議論してどうするかは決める。
事務局	・今ほど途中申し上げたが、アンケート結果を多少なりとも考慮してという文言があるので、審査員の皆さんに審査いただく時には、再度そのアンケート結果がどういう結果だったのか、全部あげると非常に膨大なものになってしまうので、ダイジェスト版でもこういった声が多かったというのをお伝えしておきたいなと思う。
事務局	・応募用紙の裏側にこんな声が多いので、それを踏まえて書いてくださいと書いているので、見ていただいたということで。
事務局	・最初に総務部会のメンバーが絞り込みの２段階、３段階でやっていくことの偏りは大丈夫かという発言があったと思う。その点はどうか。確かにそういう意見を聞くと、本当に総務部会の皆さんには大変な責任を持っていただくような案にはなっている。かといって他の部会に依頼するとか、いろいろ広げることできると思うが、事務局が案を示しながら勝手にお聞きして申し訳ない。意見をいただければと思う。
委員 23	・今度ある第４回の総務部会からこういうメンバーで決めなくてはいけないと思うので、その前の予備選考は自分の所属する団体で選抜してその中で選んでもいいのではないか。それだったら別に偏ったりはしない。
部会長	・だからその中の代表として委員が出す。その方が逆に広くいろいろな意見をいただけるのでいいかなと思った。ただ収拾がつかなくなる可能性はあるので気をつけてほしい。
委員 24	・まず説明からしなくてはいけない。どういう過程で、こういうものが来たかということを、そのメンバーに説明からしないと、これ持っていったこれから選べと言ってもなかなか過程が分からないから選びにくいと思う。その点は皆さん、うまくやってほしい。
部会長	・そういうことでよろしいか。

事務局	・少し考えさせてほしい。広まってしまうような気がする。誰が選考したのかということがあった時に、この部会とか準備委員会のメンバーでない方が、いや自分も加わったよとなると、選考の過程に不公平みたいになる。追求されると困るなと思うので、そういうアイデアは確かにいいと思うが、慎重に進める必要がある。
部会長	・決まるまでは、これは基本的にオープンできない情報だろう。我々にはもらっているが、市民には78点全部出すわけにいかない。
事務局	・提案させていただいたのは今日もしよろしければ、子ども達にその経緯を知ってもらおうという意味で、全部出そうと思っていた。
部会長	・子ども達に出ればもう自動的に出てしまう。
事務局	・むしろ市民の方にもこれだけ集まりましたというのをオープンにした方がいいのかなという気もしている。
部会長	・もしやるにしても、多数でするのではなくて、2、3人のグループだけでやるぐらいにしておく。
委員 25	・私の責任で出すので、守秘義務というとおかしいが、メンバーには一切選考内容は出すなという。それでよろしければ。
事務局	・オフィシャルなところでされるのはどうか。
委員 26	・単にデザインに私は自信がない。
部会長	・校長先生は学校で相談して決められるのか。
委員 27	・自分だったら中学校長会で3人で相談する。そのくらいなら別に問題はない。
部会長	・ある程度そういう縛りをかけた枠の中で一応選考する。
事務局	・そういう形で拵げない、3中学校の校長先生だったら皆さん準備委員会のメンバーになるので、相談してというそのくらいならいいとは思う。もちろん一人で頑張ってやっていただくのが第一で、拵げてくださいというものではない。
委員 28	・実は美術部の描いたものをA Iを使って加工する方法を教えてもらっている。子ども達には、A Iのものと自分が描いたものとどちらがいいかを選んでもらって、A Iのものを出したいという子と自分の描いたデッサンのものを出したいという子とバラバラになっている。ただ一部、A Iの作品をさらに修正したいという意見もあった。それを子ども達に出した時に、手書きの自分のデッサンの方がよかったとならないかと思っている。原稿は渡してあって、こちらにはない。
事務局	・今ほど言われた通りで原稿はここにある。こうやって、もともと作ったものをA Iにかけると綺麗になることを紹介させてもらった。両方とも見せて自分の作品と比較してどちらがいいかを選んでくれるのはいいのだが、修正はできない。
委員 29	・公開するにあたり、それを言っておかないと、私はこんなのだったら、デッサンの方がよかったと言いかねない。
事務局	・これをお渡しするので、確認をしていただきたい。
委員 30	・それかこういうふうに変換できるのであれば、この絵のまま校章になるわけではない、整えて校章になるわけなので、手書きのものはモジャモジャになっているので、全部A Iを借りて均等な状態にして選んでもらうのが、ベストなのではないか。デッサンのものだったらイメージが湧いてこないのでは

	ないか。でも、これがA Iにかかって校章みたいなのというイメージで全部均等であれば、デッサンで見た時はこんなのだったけど、A Iに変換したらこちらの方がいいかなという作品も出てくるかなと思うので、いかがか。
委員 31	・デッサンと原画を両方置くなりいいが、子どもが原画で出してほしいと言っている。
委員 32	・一言、統一性を取るためにA Iで変換していますみたいにする。
委員 33	・選んだものは著作権がもらえるけど、まだ著作権は個人にあるのでまずい。一つずつ本人の了解をとらないといけない。
部会長	・やりだすと相当時間がかかる。色合いの問題もあるし、まして今のように塗ってほしいなどという話になると、これを全部すると相当時間がかかるという気がする。
事務局	・A Iの使用はあくまでも美術部の作品制作途中の指導の一環として紹介したもの。子ども達はすべて手書きの作品だったので新しい技法を伝えた。
部会長	・A Iにかけたものとそうでないものがあるのか。全部かけたのか。
事務局	・美術部の生徒については全員に指導として行った。この子書いているというのが分かるが、一般から送られた方はどなたかが分からず勝手に交換はできない。
部会長	・そのように考えてくると、確かに言われたことは当然理解できる話だが、まあ、時間的なところもあるだろうし、これを実際の著作権を持っている人に全部それに対してこれでいいかどうかというのを確認する手間を考えるとたぶん難しい。やっぱり本人が手書きで描いてきたものは、自分にとって自信あるデッサンだと思う。人がどう言おうが自分にとってこれはこれでいいみたいな感じ。どう思われるか。
委員 34	・皆さんがそう言われるならそれでいいが。
部会長	・最終的に本当にもしこれが選ばれた時に校章にしようとする、やっぱりデザイナーできちんとした形で作り上げるのではないかな。
事務局	・いずれにしても、勝手に直して出しましたというのは都合が悪くなる。
委員 36	・実際の校章になると多分1/4ぐらいになるのではないかな。イメージ的にしたら校章であれば胸につける。1/4でも大きいくらい。
部会長	・校旗につけるのだったか。
委員 37	・それはいろいろある。賞状にもある。
委員 38	・バッジは。
委員 39	・バッジはない。
委員 40	・ボタンは。
事務局	・ボタンもない。ただ言い忘れたが、審査をしていただく時に今カラーで出ているが、場合によっては単色になる可能性もある。単色になったら何かわからなくなったというのでは困る。
委員 41	・校章はそうだと思うので、そこまでこだわる必要はないのかなと思う。
部会長	・カラーの校章はあるのか。
事務局	・ある。
部会長	・カラーのものもこのままいいなと思っていたが、これを金と黒にするのか。
事務局	・基本の形は色のついたものがあると思うが、先ほどから出ているようにノートに印刷したり、どこかに使ったりする時に単色でという可能性もある。

委員 42	・ボタンになることはないのか。
事務局	・ボタンはもう決まっている。
事務局	・ブレザーなので。
委員 43	・小さなものはないのか。
委員 44	・中部のボタンとかそんなものではない。
事務局	・封筒とか名詞とかにつけようとする小さな形になるし、校旗につければ大きいものになる。
委員 45	・小さいものにつけるとなった時に複雑な絵が入っているものだと点にしかないようになるから、そこを選定するのも慎重にしないといけない。
部会長	・最初はそこまでを考慮して検討していくのは、難しいかなという気がするのですが、ある程度絞り込まれてきた中で、実際もう少し小さいとこれは厳しいということはある。そうだったらデザインを変えてもらうというような形も取れることはあると思う。そういう形で絞り込んでいかないと今どんどん発散するのは大変かなという感じを受けるので、とりあえず今あるこの中から選考する。小さくしたらどうなるかというのは総合的にデザインのやり方で少し手を加えるという形で対応していくというようなことで進めていくということはいかがか。とにかく今の選考手順はそういうことで、皆様方には 10 月 1 日から 17 日の間にこの応募作品の中から 10 点程度選んでいただいて、次のステップとしては進んでいくという形になると思う。よろしいか。
事務局	・いろいろ意見をいただいたので、もうすでに絞り込まれて今日来られている方もいらっしゃるが、いろいろなこういう観点でお願いしますというのは意見をこちらで整理して、改めてお願いするということにさせてほしい。今の A I がいいのか、原画がいいのか、確認もしないといけないのでお渡しするデザイン自体が変わる、お手元のものと変わる可能性もある。そういう意味で少し時間がかかる。
部会長	・10 月 1 日で間に合うのか。
事務局	・それは大丈夫だ。
部会長	・一週間もない。
事務局	・基本は確認していただくことと、今の観点みたいなものをまとめて皆様方に紹介させていただく。
部会長	・ではそういうことで、今出していただいたいろいろなご意見をまとめていただいて、選考委員へ出していただく。そういう形で進めていきたいと思うのでよろしく願いしたい。 それでは校章についてはこれで終わる。また何かあれば、後ほどお聞きする。次に校歌の選定についての協議の方に入らせていただきたいと思います。まず校歌の選定の内容について説明をお願いしたい。 (校歌の選定方法について)
事務局	・説明をさせていただく。校歌については、前回の協議において、市民アンケートの結果をもとに次の二点を決定いただいた。その方針として、一つ目は歌詞曲を一括して専門家に依頼するということ。それからもう一点は事務局において、地域の作詞家、作曲家を人選するということを決めていただいた。その意味についてはアンケートに数が多かったこととか、あるいは制作途中に皆様方のご意見を反映していただけるような方がいいのではないかと

うことで、これに決めていただいた。この結果を8月の市の定例教育委員会の方に報告させていただいたところ、アンケートの分析について、ぜひ総務部会の皆様方にお伝えいただきたいということで、意見をいただいた。その意見について、説明をさせていただく。アンケート用紙をご覧いただきたい。このアンケートの後半以降が校歌についてのアンケートだが、大問の3番で校歌の作り方について問うている。どのような作り方がいいですか？ということで専門家に依頼する、あるいは公募する、あるいは既存の曲を使うと、大きく分けるとその三つに分かれるが、その三つについて、枝番をつけて、3番の1は専門家に依頼する場合のお尋ね、それから、3番の2については公募する場合のお尋ね、3番の3については、ゆかりの曲を使う場合のお尋ねというようなことで、アンケートの結果、こうなった場合にはこういうふうに考えていこうと、基礎資料になるように、設定をして、アンケートを作ったものになる。このうち大問の3番と小問の3-3(1)、この結果について注目していただきたいが、大問の3番の既存の曲を使うという特に中学生の数になる。中学生の数について、勝山ゆかりの既存の曲を使うというのが58人、これに対して、歌詞、曲を一括して専門家に依頼するという意見が185人、大人の分もトータルしても、その最後に一括して依頼するという数が多かったので、そのようにしようということを決定いただいたわけである。これに対して最後の3-3(1)の中学生の数を見ると、旧勝山南高校の校歌を使うというのが166人。またその他の曲を使うというのが26人いるということをも前提として、確認いただいた上で、意見を説明させていただく。まず、最初の意見だが、アンケートの分析について3-3(1)、つまりこのゆかりの曲でどうするかという最後の設問だが、既存の曲を使わないという意見が圧倒的だというふうに解釈されているようだが、次のような分析もできるのではないかと。設問3の作り方はどのような方法が良いかに対して、中学生が既存の曲を選んだ回答数は58人だが、3-3(1)の既存の曲を活用する場合の選択肢になると、勝山南高校の校歌の活用が166人と増え、その他の曲を選んだ26人と合わせると、既存の曲を使うといいというふうに答える生徒が134人分増えた。つまり166人と26人。その他の曲を合わせたものから58人を引くと、134人分増えたのではないかとということ。ここまで理解いただけるか。このご意見の趣旨だが、最初は大きい3番の時は58人だけが、既存の曲を使うのがいいと言っていたが、最後のところにいったら166人と26人を合わせて192人分。増えているのではないかとというご意見。134人も増えたのではないかとという意見なので、この134人は大問3のうちの専門家に依頼するとか、公募するとかを選んだこの数が減ったのではないかと。だからここが増えたのではないかとというふうに考え、これの選択肢から引くと、旧勝山南高校の校歌を選んだ数の方が多くなるのではないかと、少し細かい計算はあるのだが、一括して作成が185人いたのだが、135人分を案分して分け、引き算すれば166人よりも減るのではないかとという意見。そういったことになっており、決して専門家への一括依頼が一番多いわけではないということが読み取れる。これはアンケートをした時に旧勝山南高校の校歌が聞けるようになっていたので、聞いて気持ちが変わったのではないと思うが、分析結果では中学生たちの気持ちを汲み取れていないのではないかと、こうい

った意見である。これに対して次の意見としては、大問3で校歌の作り方がどのような方法が良いかを聞いた時に、歌詞・曲を一括して専門家に依頼すると回答した生徒が185人いた。これは歌を作るなら専門家に依頼した方がいいという数字で、次のこの3-3(1)の次の問いは、もし既存の曲を活用するならどれが良いかを聞いているわけで、旧勝山南高校校歌を選んだ中学生が166人になったということで、これは既存の曲を活用する生徒が増えたというわけではないのではないかと。つまり最初に校歌を作るとしたらどういう形が良いかという問いに対して専門家に依頼すると回答し、次に進んでそれはそれとして、もし勝山ゆかりの既存の曲を使うとしたらどれが良いですかとしたから旧勝山南高校が増えたという話ではないか。こういう意見である。この他にも、いくつか意見をいただいている、中学校が市内唯一の中学校になるので、その校歌としてゆくゆくは市民も歌うようになることを想像すると、校名決定と同様に市長部局との連携も必要ではないか。校名の際は市の総合教育会議ということで、市長も入って最終決定をしているので、そういうことも必要ではないか。それから、別の意見としては、制作途中で意見を反映できるように地元の方にお願いと、そういうふうにしたのは良いが、そのような方が実際にいるのかどうかということを指摘いただいている。また、校歌を作るよりは今あるふるさとの情景などを歌い継いだ方が何10年経っても記憶に残る、今ある名曲やふるさとの歌などを集めた歌集を作り、学校行事などで歌ってはどうか。こういった意見もいただいている。このような意見をいただいたので、皆様方から意見をいただきたいと思う。よろしく願いたい。

部会長 ・今の説明で理解いただけたか。今日はこの意見がどうこうではなくて、こういう意見も踏まえて委員の皆さん方の意見をいただければと思う。これ以外の意見もあればいただければと思う。最初の意見と次の意見では、とらえる観点が少し違う。2つ目の意見は、上で校歌の作り方は専門家に依頼すると言っている、それを前提に置いておいて、それでももし既存の曲を活用するとしたらどうでしょうか？という質問の捉え方が一つの考え方で、もう一つは上の方はまず置いといて、既存の南高校の曲を聞いてみたと。非常にいいねと、聞いてみたところで振り返りなしで勝山南高校の校歌の方がいいかなというふうな形で捉えて、そうすると、前の3番目の校歌の作り方にフィードバックがかかっていないのではないかとというのが最初の意見、非常にとらえ方が難しい。なるほど、そういうふうな捉え方もあるんだなと聞いていて思った。これは一つの捉え方になるので、今後こういうような意見がいろいろ出る中で、どういうふうに進めていくかというのは事務局の方で検討していただかなくてはならない。まずは今、定例教育委員会の方で出てきた意見に対して、何か意見があれば伺いできればと思う。

委員1 ・例えばこのアンケート結果の中で作詞作曲を依頼できそうな人がいれば教えてくださいというところで、曖昧な返事な人の回答がある中で依頼できる人がいるというのが9人と8人いらっしゃる。これはどういう方かというところまで書いて提出があったわけか。

事務局 ・この9人、8人については書かれている。

委員2 ・これは回答しなくてはいけないのか。総務部会として要望に対する回答をさ

	せてもらわないといけないのか。
事務局	・総務部会の総意としてというか、委員さんからはこういう意見をいただいたということでお戻しする。
事務局	・趣旨としては校歌にしても校章にしても、最終的には教育委員会の会議で決定するということになる。だから教育委員さんも、最終的に教育委員会で決定するということは我々にも責任があるので、総務部会とか準備委員会で絞り込んできてこれにしましょうというものを例えば一つ、これで決定してくださいときても、それがよければいいのだが、それにいろいろ意見があると決定できない。ただ追認するだけの決定というのは、無責任になるということで、アンケートの結果の報告について、こちらの部会での分析の仕方に、委員さんの中でそうではないのではないか、こういう見方もできるのではないかという意見が出てきたので、ぜひ、これまでの部会の協議においても中学生をはじめ、子どもの意見を尊重していくという方針を大切にしておき、今回のアンケート結果についても、中学生の選択数を重視しての分析と受け止めている。そのため、総務部会にお伝えをしてアンケート結果の分析を再確認してもらったらどうでしょうという、そういうことでお返ししたということ。前回の協議で皆さん、意見を言うてくださったので、そこは変わらないのかもしれないが、一石を投じられて、再度総務部会の意見も聞かせてくださいとそういう趣旨であった。
委員 3	・中学生の意見として、これ持って帰ってアンケートをしてもらったのだろうか。勝山南高校のこの 166 人というのは結構親の意見があるのではないか。子どもは知らないだろう。これでここで読み取って聞いてはいるが、意見としては持って帰ると親の意見というか結構入っているのではないか。入っていないのか。
事務局	・それは分からない。
委員 4	・結構入っているのではないかなと個人的な意見としては思う。今の子は触れて聞いてはいるが。
委員 5	・一つ目の分析については、多分 10 人に聞いても、10 人とも二つ目の捉え方だと思う。
部会長	・ただ、人によってはもう南高校の校歌はよく知っていて、もともとその校歌はいいという意識で見た時の答えだと思う。だから、純粹にアンケートに準じてずっと流した時には二つ目になる。でも、最初から南高校の校歌は非常にいいと実際に津村節子さんと三木たかし作曲、黄金の人がやっているしこれがいいというふうな意識でもって見直してみるとこういう意見も出てくるのもあるかと思う。
委員 6	・一つ目の意見はディベート的な意見だ。
委員 7	・南高校の校歌の方がいいから校歌にしてみたらどうかと言ってもらった方が分かりやすい。
部会長	・確かにここに勝山高校とかもとの勝山中学校の校歌もあるはずなんで、あの当時いくつか出したと思う。
事務局	・この事前の会議ではあげさせていただいたが、最終的には他はあげていない。
委員 8	・アンケートをクロムブックでやったのではないか。
事務局	・タブレットを使って学校でしている。

部会長	・家でやっている可能性もあるのか。
委員 9	・いや、学校でしないと基本的に子どもはしない。学校でやっていると思う。これ聞いたのか。子どもらが聞いたかが疑問。
部会長	・聞くとすると、結局スマホを使うことになるだろう。
委員 10	・クロムブックでやっていたらクロムブックで読み取ることができないので、だれかのものをみんなで聞いたのかもしれないし、適当に選んだ可能性もあると思う。中学生だから、歌がよかったからこれにしたいと強く思った子がどれだけいたのかはわからない。強いて言うなら南高校でもいいかなと思った節はあると子どもの様子を見ていると思う。歌がいいから選んだとは少し思いがたいかな。聞いていないのではないかな。
部会長	・中学生はこの名前を聞いても分からない。
委員 11	・私などは三木たかしと聞くとすぐにわかる。
事務局	・聞いているか聞いていないかは分からない話なので、それを理由にはできない。
委員 12	・新しい学校が建つのに旧南高校の校歌を使いましょうというのは、やはり私は子どもに対して失礼というか可哀想かなという気がするので、アンケート結果を踏まえたうえで新しい歌をしかるべき方をお願いしてつくるべき。最初は？と思ったとしても、歌っているうちに馴染みが出てくるような歌を味が出てくるような歌を作っていただいて学校の歌にしていく。市長部局との連携も大事かもしれないが、勝山の歌を決めるわけではないので、勝山中学校の中学生のための歌だということは強く言いたい。
委員 13	・同じ意見である。
委員 14	・子どものために。
部会長	・総務部会としてはそのような回答があったということで、お返しすればいいという感じでいいのか。今の意見に対して反対意見とかあるか。
委員 15	・同感だ。
部会長	・確かに前使っていたものを使うというのはそう言われればそうだと思う。
事務局	・今日欠席の方もおられるので、是非皆さんの意見を聞かせていただければと思う。
委員 16	・言われる通り。新しい学校で新しい歌でという気がする。ピカピカにしてやりたいなあと思う。
委員 17	・今の意見にはごもっともという思いだが、依頼した時に締め切りが決まっているので、そこでちゃんとできるのか。その作詞家さんが勝山というイメージを本当に持ってイメージして作ってくれるのかというところを考えた時に期間もない、あーもうなんか締め切り近くになった、うーんこれで出すという感じにならないか心配。それに合わせて作曲になるので、本当に思っ書いてくれる人でも、間に合うかどうかというのを考えた時に、大丈夫かと思う。旧勝山南高校の校歌があるから、それ使ったらどうですかというのではなくて、勝山のゆかりの曲があるので、こういったものを使ってみたらどうですかという感じだったら少し変わるかな。まあ、難しい話だが。
事務局	・教育委員会に返さないといけない立場なので、今教育委員会から言われているのはこの結果の分析の仕方が、こういう見方もできるのではないかということで、それについては、多くの委員が2番目の意見の見方になるのではな

	いかというのは、意見に対する答えの一つにはなると思うが、新しい学校を作るから新しい歌がいいというのは言われている意見に対する回答にはなっていない。
部会長 事務局	・それなら最初からこのアンケートは要らないのではないかなとなる。 ・議論としてはそういう意見でいきましょうというのは分かるが、教育委員さんから来ているボールについては、それは返せるボールではないかなと思う。2 番目の意見に皆さんが賛同されたというのならそういう返し方にもなるし、その辺は立場上、どっちにつくかというのはできないので、そういう観点でまとめていただければありがたい。
部会長	・ただそれをどうなのか。実際、人によってその感性によって捉え方が変わるではないか。今、10 人いれば 10 人同じだろうと言うが、もしかして違う人がいるかも分からない。そうした時に、絶対そういうふうなアンケートの取り方というのはこういうものだよということをしっかり言えるものは何なのかとなった時にそのところの説明が弱くなるころはあるのかな。そうなってくると、下手すれば、究極としてもう 1 回この部分だけアンケートを取り直さないといけないのではないかなというところに行きかねない可能性が出て来ないのかという気はする。
委員 18	・私は一番下の二つのことでなくて下の三つの点のことを言いたかったという意見だった。既存の歌を使いますとか、市長部局と連携するとかについてそうではないと言わせていただいた。意見に賛同するとしても中学生に学校に帰って南高校の歌を聞いたかと、手をあげさせてもいいかと思った。聞いて書いているのかがわからないので覚えていないかもしれないが南高校の歌を聞きましたかと聞いていいかなと思った。そのデータは事務局に失礼だが聞いたわけではない、ただそういうふうに質問されたから書いたというかもしれない。そこまで突き詰めて返事をしないといけないのならアンケートを取り直すことになる。
委員 19	・中学生全部に聞いてみるのか。
委員 20	・だいぶ前にしたアンケートなので聞いたかどうか。聞かなかったというのは覚えているのではないかな。
委員 21	・2 番目の意見に同じように設問を捉えている意見が多いので、それをお返しすればよいと思う。
部会長	・本来はここで言う例えば 3-3(1)の活用する場合というのを既存の曲を活用すると答えた人は答えてください。そうすれば上で既存の曲を活用すると答えた 58 人か、その答えだけが 3-3 に集まってくる。これは全部の人を対象に出ている。
事務局	・本当はそうように丁寧に、この設問でこれを答えた人は答えてくださいとか、するのが一番よかったのかもしれない。
委員 22	・アンケートを取り直すとなると、またかとなってしまうと思うので、聞いたかどうかは聞けるが、再度アンケートをさせるのは賛成できない。
部会長	・聞いてないのに、どういう理由で選んでいるのか。
委員 23	・何となく、ありがちだ。本当に聞いたのかもしれないし、分からない。
委員 24	・旧勝山南高校と書いてあるので、答えるのがこれしかないから。
部会長	・専門家に依頼するということと、既存の曲を使わないということをクリックし

	ていない話で捉えているのかもしれない。専門家に依頼するにしても、今ある歌、曲をベースにして、作ってもらうというようなイメージで捉えたのか。
委員 25	・ 結局、既存の曲を使うべきではないは 440 人あるので、過半数超えている。
委員 26	・ 既存の曲は使うべきではないが 442 人いる。ということは反対も多い。
部会長	・ 過半数は超えている。基本的に総務部会としては先ほど言われたようなことをベースに数字だけ見ても半分以上超えている。計算式がこれでいいのかどうか、166 たす 26 ひく 58、こういう考え方でいいのか。具体的にこういう数字で言われてきたわけか。だから一概にこの 134 人という数字を専門家に依頼から減らすということ自体おかしい。これ 134 を 185 から引くと当然 51 しか残らないが、134 の中には結局専門家に依頼する以外に公募するとかいうものにも結局分散して入ってくることになれば、実際に 134 をストレートに専門家に依頼するから引くってということ自体の考え方がおかしい。
事務局	・ 細かいことを言うと、委員の皆さんが意味が分からなくなってしまうので、その時ご説明いただいた計算式を割愛して説明しているので、134 をまるまる引いたみたいになっている。この意見では、134 をこの 185 とか、91 とか 33 とか 28 の割合に案分してその 134 かける何パーセントにすれば何人分減るというふうに計算されている。そういうふうにすると、その 185 の分については、27%ぐらいになって、74 人分減るのではないかとこんな計算をされている。そうすると 110 数名になって 166 よりも少ないのではないかという説明になる。
委員 27	・ 一番最後の問いで旧勝山南高校校歌については 37.7%だ。だから中学校の気持ちは汲み取れているはずだ。166 と 213 だからもうそれで勝山南を使うというのは終わるのではないか。
部会長	・ 我々の考えとしては 134 を上の%で案分することはおかしな話に見えるし、結果的にはいずれにしても専門家に依頼するという数の方が多いので、それに伴って既存の曲を使うべきではないのは半数以上いるというところから、基本的にはこの旧勝山南高校校歌を利用するということは、総務部会としては受け入れることはできない。という言い方。アンケートの取り直しになるとこの前のアンケートは何だったのかとなる。という方向でよろしいか。
事務局	・ 部会長に言っていただいたので、こちらでそういうふうにして。
部会長	・ 他に何かよろしいか。では、まとめていただいて教育委員会の方をお願いしたい。全般的に今日の校章及び校歌の件で、何かあったら伺いたい。
委員 28	・ 10 月 1 日から私が選定して送ればいいのか。
事務局	・ 先ほど申し上げたように、きちっと情報を送付させていただくので、それに答えていただくということをお願いしたい。あと第 4 回、それから第 5 回の日程を一応計画としてこの日としているが、場合によって都合が悪いということが出てくるかもしれないので、とりあえず暫定的にこういうふうにしておいていただいて、出来るだけ早く日程的なことを連絡させていただきたいと思う。
部会長	・ では 10 月までに皆さんのところに選考の作品と依頼文書が届くと思うのでご協力をよろしくお願いしたい。
事務局	・ 本日はお忙しい中、本当にありがとうございました。本日もまた、いろいろ貴重な意見をいただいたので、いただいた意見を踏まえて、作業を進めてま

いりたいと思う。今後の協議もまたよろしくお願ひしたいと思う。それでは
以上で総務部会を終了する。

資料１．勝山中学校校章デザイン募集結果

資料２．勝山中学校校章デザイン選考手順について（案）